

(様式第 1 号)

☐ 会議録 ☒ 会議要旨

会議の名称	令和 5 年第 6 回芦屋市景観アドバイザー会議
日 時	令和 5 年 1 0 月 2 5 日 (水) 午後 3 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
場 所	芦屋市役所東館 3 階中会議室
出 席 者	委 員 岡 絵理子、武田 重昭、佐久間 康富 欠席委員 小池 志保子、西野 雄一郎 届 出 者 申請者等 事 務 局 谷崎課長、岡本係長、桑原係員、村上係員
事 務 局	まちづくり課
会議の公開	☐ 公開 ----- ☐ 非公開 ☒ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 3 人中 3 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

○会議次第

1 開会

2 議事

(1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について

ア 店舗（海洋町 4－1 1 番）

(2) その他

3 閉会

○提出資料

計画図面一式

○審議内容

ア 店舗（海洋町 4－1 1 番）

建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 多様な生活と都市活動を支援する施設が集中する地区におけるまちなみの形成に際し、落ち着いた緑や空間の連続性を保ちつつ、賑わいを創出することを意識したデザイン、素材、形態とすること。
- * 道路、緑道に面する建築物の壁面は裏側を感じさせない意匠とすることで、すべての方面における通り景観を形成すること。
- * 敷地の接道面が長大であり、通学路にも接していることから道路に対して開放性のある計画とし、安心・安全のまちづくりを意識することでまちなみ景観に寄与すること。
- * 敷地北西角は市道の交差点に面することから、街角を意識した緑豊かで自然に恵まれた良

好なまちなみ形成に寄与する街角景観の形成を図ること。

- * 周辺建物や歩行者空間などの周辺の景観構成要素との関係性、連続性を考慮し、圧迫感を与えないように前面道路や周囲からの見え方を意識し、壁面の意匠や材料などに変化をつける等の工夫により単調な壁面が現れることを避け、見えがかりのボリュームや圧迫感の軽減を図ること。
- * 敷地内通路において、歩車分離等による安全対策を行うとともに、駐車場、駐輪場を設ける場合は建築物及び外構と一体的なランドスケープ要素として見え方に配慮した敷地内景観を計画すること。
- * 計画地内の車路等や歩道ともに路面材の選択においても工夫を凝らす等、建築物と外構を一体的にデザインし、潤いある通り景観の形成に寄与する計画とすること。
- * 広大な敷地であるため、敷地内に交流スペース等の空間を設けることはまちなみ景観へ寄与する要素が大きいことから全体的な見え方に配慮しながら積極的に計画をすること。
- * 建築物に付属するゴミ置き場、駐輪場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、囲障により修景を図る場合は、適切な素材、形状、高さを計画し、全体的な景観を阻害しないものとする。
- * 樹種決定の際には単一のものを配置するのではなく、南芦屋浜の海沿いをイメージしたものや六甲山系の樹種を選定するなど、それぞれコンセプトを持って配置することで緑豊かなまちなみの形成に寄与するデザインとすること。